

令和7年度開催



そうっだ、
労委に
相談だ！

そんな職場での悩み事

労働相談で 解決してみませんか？



滋賀県労働委員会の委員は、労働トラブル解決のプロフェッショナル。専門知識と豊富な経験で、あなたの悩み事に的確にアドバイスします。

相談会日程

令和7年 4月25日(金)	10月24日(金)
5月23日(金)	11月28日(金)
6月27日(金)	12月26日(金)
7月25日(金)	令和8年 1月23日(金)
8月22日(金)	2月27日(金)
9月26日(金)	3月27日(金)

時間帯

- ① 14:45 ~ 15:30
 - ② 15:35 ~ 16:20
 - ③ 16:25 ~ 17:10
- ※時間帯の指定は原則としてお受けできません。

会場

滋賀県庁東館5階
労働委員会室
(大津市京町四丁目1番1号)
JR大津駅北口 } から徒歩5分
京阪島ノ関駅 }

申込方法

電話での事前の申込みが必要です。

077-528-4473 (平日9:00~17:00)

申込みは各回4日前の午前中までをお願いします。



滋賀県労働委員会

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
<https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

相談費用は無料
相談内容の秘密は
厳守します。



労働委員会って？



労働委員会とは、労働者や労働組合と使用者（会社や事業主）の間にトラブルが起き、自分たちだけでは解決できないときに、両者の間に立ち、話し合いによる解決のお手伝いをする、県の行政機関です。

相談の相手はどんな人？



弁護士や学者等、法律のスペシャリストである公益委員と、労働組合幹部などの労働者委員、企業役員などの使用者委員が三人一組で相談に応じます。三者それぞれの立場から、相談者の悩みを円満に解決する方法を中立・公正に考えます。

会場

滋賀県庁東館5階 労働委員会室

大津市京町四丁目1番1号

アクセス

JR琵琶湖線

大津駅北口から東へ徒歩約5分

京阪石山坂本線

島ノ関駅から南へ徒歩約5分



※ 本館や新館からの入館時は、まず東館2階まで移動してからエレベーターで5階までお上がりください。

※ 来庁者用駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

誰でも相談できるの？



滋賀県内で働いている人、滋賀県内に住んでいる人であれば誰でも相談できます。また、県内企業の役員や人事担当者等、使用者側の方も相談できます。ただし、御家族など、本人以外のトラブルについての相談はお受けできません。

県庁以外では相談できないの？



10月には県内各地で労働相談会を開催する予定です。詳しい情報が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。また、職員による電話相談も受け付けていますので、職場のトラブルで悩んだらまずはお電話ください。

申込時や相談時にお伺いした情報は、労働委員会以外の第三者への提供や公開は一切行いません。
秘密は厳守いたしますので、安心して御利用ください。